



令和7年度 中央区任期付職員募集案内 (シティプロモーション推進課長)

令和7年度

中央区任期付職員（シティプロモーション推進課長）募集要綱

令和7年11月14日
中央区

1 募集内容

● 職務の級、採用予定数、職務内容

職務の級	採用 予定数	職務内容	主な勤務場所
課長級	1名	(1) シティプロモーションに係る方針の検討に関すること。 (2) シティプロモーション事業の総合調整及び推進に関すること。 (3) 職員の広報意識及び情報発信におけるデザイン力及びプロモーション力向上に関すること。 (4) その他シティプロモーションの推進に関すること。 (5) 上記(1)～(4)に係る庁内関係部署等との連絡調整業務及び人材育成業務に関すること。	中央区役所

※ 「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のこと、給与、勤務時間等は他の正規職員と同様の扱いとなります。

※ 勤務場所は敷地内禁煙です。

● 受験資格

年齢を問わず、以下①～⑥の条件をすべて満たしていること。

- ① 日本国籍を有していること。
- ② 民間企業・地方自治体等において、広報又はシティプロモーション関連業務等に從事した経験が10年以上あること。
- ③ 民間企業・地方自治体等における業務従事歴が14年以上あること。
- ④ 民間企業・地方自治体等において、管理職としての経験を3年以上有すること。
- ⑤ 地方公務員法で選考を受けることができないとされる事由のいずれにも該当しないこと。
(次頁地方公務員法第16条参照)

- ⑥ 現に中央区の常勤職員（任期付職員を除く。）ではない者。

〈参考〉地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

- 任用期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 選考日程・方法・会場等

- 第1次採用選考

選考方法	書類選考
結果発表	令和7年12月下旬 ※ 合否にかかわらず、第1次採用選考申込者全員に結果通知を郵送します。

- 第2次採用選考

第1次採用選考合格者を対象に、次により行います。

選考方法	口述試験
実施日時	令和8年1月上旬（予定）
会場	中央区役所 ※ 詳細は、第1次採用選考合格者に個別に通知します。
結果発表	令和8年2月中旬（予定）

3 受験手続

- インターネット（電子申請）による方法

申込方法 (手順)	(1) 下記申込 URL・QR コードへアクセスしてください。 (2) 画面の指示に従って必要事項を正しく入力して、下記申込期間内に申請してください。 ※ URL https://logoform.jp/form/CxKB/1282960 ※ 期間中に正常に受信したものを有効とします。申込後、 受付完了をお知らせするメールが届いているか必ず確認してください。 
------------------	--

申込期間	令和7年11月14日（金）から令和7年12月12日（金）まで
------	--------------------------------

注意事項

※ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては一切責任を負いません。

※ 可否の結果については、全て郵送により通知します。

● 申込書の持参または郵送による方法

申込期間	インターネット（電子申請）による方法と同じです。 ● 持参受付時間：8時30分から17時00分まで（土・日・祝日を除く） ● 郵送の場合は、 締切日必着 です。 ※ 郵送の場合には、封筒に「中央区任期付職員採用選考受験申込」と朱書きし、必ず簡易書留により郵送してください。なお、簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
申込先	中央区役所 総務部職員課人事係（区役所本庁舎3階） 〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 TEL 03-3546-5248
応募書類	① 採用選考申込書 ② 職務経歴書

4 勤務条件等

（1）給与

給料は、中央区職員の給与に関する条例及び中央区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

【例示】40歳の場合 給料月額 約40万円（年収約1,000万円）

※ 年収は地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

（2）勤務時間・休暇等

① 勤務日 原則として月曜から金曜日まで（4週8休制）

② 勤務時間 原則として8時30分から17時15分まで

③ 休暇 1年度につき20日の年次有給休暇

その他夏季休暇、慶弔休暇等

（3）服務

採用後は、営利企業への従事制限等、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合、一度退職する必要があります。

問合せ先

中央区役所 総務部職員課人事係

〒104-8404

東京都中央区築地1-1-1

TEL 03(3546)5248

最寄り駅

東京メトロ 有楽町線 新富町駅
(1番出口 徒歩1分)

東京メトロ 日比谷線 築地駅
(3・4番出口 徒歩5分)

都営地下鉄 浅草線 東銀座駅
(A7・A8出口 徒歩5分)

